

著作権譲渡契約書

株式会社成進社印刷は(以下「甲」という)と、

_____ (以下「乙」という)とは、甲の所有にかかる著作権を乙に譲渡するにあたって、以下のとおり契約する。

譲渡品目

譲渡金額

円 (支払期限)

年 月 日

締結日: 令和 年 月 日

第1条(目的)	甲は、下記著作物のすべての著作権(著作権法第27条および第28条に規定されている権利を含む)を乙に譲渡し、乙は、これを譲受する。
第2条(保証)	1 甲は、乙に対し、本件著作物が瑕疵のない完全な著作権を保有することを保証する。 2 万が一、本件著作物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償等が生じたときは、甲の責任と負担により、これを処理し、乙には一切負担をかけないものとする。
第3条(乙の権利)	乙は、本件著作権に関し、第三者からの侵害があったときは、本契約期間中は著作権者として、訴訟、和解、調停、告訴、その他本件著作権の侵害を排除するために必要な一切の措置をとることができる。
第4条(著作者人格権)	甲は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
第5条(登録手続き)	甲は、乙に対し、乙が本契約にもとづき、本件著作権の譲渡登録をするにあたって、登録手続きに必要な書類の作成および資料の提供をするものとする。
第6条(代金および支払い方法)	1 乙は、甲に対し、本契約による著作権譲渡の対価として、別紙料金規定に従った代金を甲の指定する銀行口座に振込む。 2 別紙料金規定に規定されていない場合が生じたときは、別途、甲乙誠意をもって協議するものとする。
第7条(契約の解除)	甲および乙が本契約の各条項に違反したときは、相手方に対して何ら通知催告を要することなく、本契約をただちに解除できるものとする。
第8条(契約の修正)	本契約の修正、変更は、文書によらなければならない。
第9条(秘密保持)	甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の終了後も相手方の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。
第10条(協議)	甲および乙は、本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとする。
第11条(合意管轄)	甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

甲(住所) 〒390-0815
長野県松本市深志2-8-13
(名称) 株式会社成進社印刷 印

乙(住所)
(名称) 印